



老齢年金

老齢年金は、退職後も生活に必要なお金を保障するものです。スイスの年金制度には、老齢遺族保険 AHV | AVS (Alters- und Hinterlassenenversicherung, AHV | assurance-viellesse et survivants, AVS)、会社で積み立てる企業年金 (Pensionskasse | caisse de pension) (Pensionskasse | caisse de pension)、任意で積み立てる年金 (第三の柱)、という三つの柱があります。

老齢遺族保険 (第一の柱 | 1. Säule | 1er pilier)

老齢遺族保険 AHV|AVS (Alters- und Hinterlassenenversicherung, AHV | assurance-viellesse et survivants, AVS) は国が管轄しています。成人になると、ほとんどの場合、社会保険料を支払わなければなりません。会社に雇用されている場合は、毎月、賃金から保険料が差し引かれ、保険料の半分は会社が負担します。個人事業主、非就労者の支払い方法、金額などについては、お住まいの地域のAHV|AVS支局 (AHV-Zweigstelle der Wohngemeinde | l'agence AVS de votre lieu de domicile)の窓口までお問い合わせください。退職者にはAHV|AVSから月々、年金が支払われます。年金給付額はそれまでに支払われた保険料の額によって異なります。老齢遺族年金は、また、死亡した人の配偶者および子どもを援助します (寡婦孤児年金)。すべての人にAHV|AVSカードが発行されます。カードには個別の社会保険番号が記載されています。

企業年金 (第二の柱 | 2. Säule | 2ème pilier)

老齢遺族保険 AHV | AVSだけでは、定年後、それまでの生活を維持することはほとんど不可能です。そこで、被雇用者には、会社で積み立てる企業年金 (年金基金 | Pensionskasse | caisse de pension)があり、年収が一定基準を上回ると加入が義務づけられています。掛け金は毎月の賃金から差し引かれ、雇用主がその額の半分以上を負担しなくてはなりません。個人事業主は自分で掛け金を支払います。この支払いは、自己の責任に置いて、任意とされています。年金基金で積み立てたお金は、後に年金としてまたは一括で支給されます。会社を設立、スイスから国外へ移住、一戸建て住宅およびアパートの購入、などの理由から、年金を前倒しで受け取ることも可能です。

任意の年金 (第三の柱 | 3. Säule | 3e pilier)

第三の柱は個人で任意に加入する年金保険で、これは課税の対象から控除されます。銀行や保険会社で加入することができます。老後のために、第三の柱で貯蓄しておくことをお勧めします。



Kanton Bern
Canton de Berne

hallo-bern.ch
salut-berne.ch

補足給付

老齢遺族保険 AHV|AVSと年金基金で生活を賄うことのできない場合は、状況によって、補足給付[Ergänzungsleistungen | prestations complémentaires]（Ergänzungsleistungen | prestations complémentaires）の制度があります。申請は、居住地の AHV|AVS支局で行います。給付金の受給資格には明確な基準があります。補足給付の財源は国民の税金です。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-bern.ch/ja/social-security/old-age-insurance

hallo-bern.ch

あたらしい町で生活をはじめるための便利情報
社会保障 / 老齢年金